平成２２年（フ）第５９７０号
大阪府大東市三住町11番32号
債務者　梶野　敬一
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９９３号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　金次　信哉
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７２７号
横浜市旭区左近山1186番地11　左近山団地６街区８棟102号
債務者　池原　愛美
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０３８号
横浜市鶴見区大東町２番地11　アネックス大東町302
債務者　西林　陽子（旧姓木内）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０７７号
横浜市神奈川区六角橋６丁目１番８―209号
債務者　中西　憲吾
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０８４号
横浜市保土ケ谷区明神台49番６号　星川アイランド103号
債務者　角南喜一郎
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１６８号
横浜市港北区新吉田町5709番地８
債務者　清水　康明
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２４８号
横浜市金沢区釜利谷東３丁目16番21号　201号
債務者　重田　公男
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２６０号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台16番４―302号
債務者　川内　真木
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０１３号
横浜市都筑区池辺町1584番地３
債務者　大久保淳一
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０４８号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地37棟308号
債務者　相澤　輝子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３６９５号
千葉県柏市酒井根４丁目３―３―202
債務者　富田恵美子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３７７８号
東京都新宿区中落合１丁目３―１―108
債務者　吉田　幹雄
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８５４号
東京都足立区本木東町17―20―201
債務者　横山ひろみ
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８５９号
東京都足立区鹿浜５丁目24―13―802
債務者　遠藤　妙子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８６０号
東京都板橋区徳丸６丁目３―４―104
債務者　磯部　寿絵
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部